

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第47号

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例施行規則（平成5年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請書の記載事項等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア 特別償却設備の種類、所在地、取得価額及び取得年月日並びに当該特別償却設備を事業の用に供した年月日</p> <p>イ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 条例第2条第5項の規定の適用を受けようとする者にあつては、第1号、第2号及び第3号アに掲げる事項のほか、同項の償却資産の種類、取得価額及び取得年月日並びに当該償却資産を事業の用に供した年月日</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項</p> <p>2 略</p> <p>(1) 条例第2条第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては、次に掲げる書類（同項の規定の適用を受けた特別償却設備に係る所得に対する事業税について、その適用を受けた年度の翌年度又は翌々年度に同項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、ウ又はエに掲げる書類に限る。）</p> <p>ア 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第5項において準用する同法第11条第3項又は同法第45条第4項において準用する同法第43条第2項の規定により確定申告書等に添付する特別償却に関する明</p>	<p>(申請書の記載事項等)</p> <p>第2条 条例第4条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 条例第2条第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては、前2号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項</p> <p>ア 条例第2条第1項に規定する設備（以下「製造事業等用設備」という。）を構成する減価償却資産の種類、所在地、取得価額及び取得年月日並びに当該製造事業等用設備を事業の用に供した年月日</p> <p>イ 対象設備の種類、所在地、取得価額及び取得年月日並びに当該対象設備を事業の用に供した年月日</p> <p>ウ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 条例第2条第5項の規定の適用を受けようとする者にあつては、第1号、第2号及び第3号アに掲げる事項のほか、同項の対象設備の種類、取得価額及び取得年月日並びに当該対象設備を事業の用に供した年月日</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項</p> <p>2 条例第4条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 条例第2条第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては、次に掲げる書類（同項の規定の適用を受けた対象設備に係る所得に対する事業税について、その適用を受けた年度の翌年度又は翌々年度に同項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、ウ又はエに掲げる書類に限る。）</p> <p>ア 前項第3号アの取得価額及び取得年月日を証明するに足る書類</p>

細書の写し又はこれに類する書類

イ 法人にあっては特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度及びその前事業年度の、個人にあっては当該日の属する年及びその前年の貸借対照表及び損益計算書

ウ 略

エ 略

(ア) 略

(イ) 特別償却設備において業務に従事する者について、その業務の従事を始めた日を記載した書類

(ウ) 特別償却設備において業務に従事する者の配置図

(2) 略

(3) 条例第2条第5項の規定の適用を受けようとする者にあつては、第1号ア及びイに掲げる書類のほか、同項の償却資産の種類及び当該償却資産を事業の用に供した年月日を証明するに足る書類

(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(申請書の提出)

第3条 条例第4条の規定による申請書の提出は、香川県県税事務所の長を経由してしなければならない。

イ 法人にあっては製造事業等用設備を事業の用に供した日の属する事業年度及びその前事業年度の、個人にあっては当該日の属する年及びその前年の貸借対照表及び損益計算書

ウ 略

エ ウに規定する法人以外の法人又は個人にあっては、次に掲げる書類

(ア) 略

(イ) 対象設備において業務に従事する者について、その業務の従事を始めた日を記載した書類

(ウ) 対象設備において業務に従事する者の配置図

(2) 略

(3) 条例第2条第5項の規定の適用を受けようとする者にあつては、第1号ア及びイに掲げる書類のほか、同項の対象設備の種類及び当該対象設備を事業の用に供した年月日を証明するに足る書類

(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める書類

(申請書の提出)

第3条 条例第4条の規定により知事に提出する申請書は、香川県県税事務所の長を経由してしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成25年4月1日以後に新設され、又は増設される設備について適用する。